



<p><b>6. 利 息</b></p> <p>(1) 適用金利</p> <p>(2) 利払頻度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時の店頭表示（預入金額300万円未満、300万円以上1,000万円未満、1,000万円以上の3段階で金額階層別金利を設定）利率に、預入期間（3年、5年）に応じて、0.20%を上乗せした利率を満期日まで適用します。（固定金利）</li> <li>ただし金融情勢によっては、上乗せ利率を変更、または本件の適用を中止する場合があります。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> </ul>																								
<p>(3) 計算方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算で6ヵ月毎の複利計算とします。</li> <li>（6ヵ月毎の複利計算とは、預入の日から6ヵ月毎に利息計算を行い、この利息を仮に元本に組入れたものとして、満期日まで反復して利息計算していく方法のことをいいます。）</li> </ul>																								
<p>(4) 税 金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2013年1月1日から2037年12月31日までの間の源泉徴収税率は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。</li> <li>・法令に定められた条件を満たす個人の場合は、申告等の所定の手続を行うことによりマル優（非課税）の取扱いを受けることができます。</li> </ul>																								
<p>7. 手 数 料</p>	<p>—</p>																								
<p>8. 付加できる特約事項</p>	<p>—</p>																								
<p>9. 預金保険の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用されます。（保護対象預金等の合算で、1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。）</li> </ul>																								
<p>10. 元本欠損リスクと要因</p>	<p>—</p>																								
<p>11. 権利行使上の制限 ・中途解約の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ず満期日前に解約する場合は、下表13. の中途解約利率を適用します。</li> </ul>																								
<p>12. 想定されるリスク</p>	<p>—</p>																								
<p>13. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨）により計算した利息（6ヵ月毎に複利計算した利息）とともに払戻します。</li> <li>ただし、計算した利率が普通預金利率を下回るときは普通預金利率とします。</li> </ul> <p>(1) 3年もの</p> <table border="0"> <tr> <td>預入期間が1年未満の場合</td> <td>・ ・ ・ ・</td> <td>約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td>預入期間1年以上2年未満の場合</td> <td>・ ・ ・ ・</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>預入期間2年以上3年未満の場合</td> <td>・ ・ ・ ・</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </table> <p>(2) 5年もの</p> <table border="0"> <tr> <td>預入期間1年未満の場合</td> <td>・ ・ ・ ・</td> <td>約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td>預入期間1年以上2年未満の場合</td> <td>・ ・ ・ ・</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>預入期間2年以上3年未満の場合</td> <td>・ ・ ・ ・</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>預入期間3年以上4年未満の場合</td> <td>・ ・ ・ ・</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>預入期間4年以上5年未満の場合</td> <td>・ ・ ・ ・</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </table>	預入期間が1年未満の場合	・ ・ ・ ・	約定利率×10%	預入期間1年以上2年未満の場合	・ ・ ・ ・	約定利率×30%	預入期間2年以上3年未満の場合	・ ・ ・ ・	約定利率×50%	預入期間1年未満の場合	・ ・ ・ ・	約定利率×10%	預入期間1年以上2年未満の場合	・ ・ ・ ・	約定利率×20%	預入期間2年以上3年未満の場合	・ ・ ・ ・	約定利率×30%	預入期間3年以上4年未満の場合	・ ・ ・ ・	約定利率×40%	預入期間4年以上5年未満の場合	・ ・ ・ ・	約定利率×50%
預入期間が1年未満の場合	・ ・ ・ ・	約定利率×10%																							
預入期間1年以上2年未満の場合	・ ・ ・ ・	約定利率×30%																							
預入期間2年以上3年未満の場合	・ ・ ・ ・	約定利率×50%																							
預入期間1年未満の場合	・ ・ ・ ・	約定利率×10%																							
預入期間1年以上2年未満の場合	・ ・ ・ ・	約定利率×20%																							
預入期間2年以上3年未満の場合	・ ・ ・ ・	約定利率×30%																							
預入期間3年以上4年未満の場合	・ ・ ・ ・	約定利率×40%																							
預入期間4年以上5年未満の場合	・ ・ ・ ・	約定利率×50%																							
<p>14. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・預入者が相続人でない、相続財産を引き継いでいない（放棄している）場合や、相続手続きが完了していない場合（調停等が係属中の場合など）は預入ができません。</li> <li>・取扱期間中であっても、金融情勢等によっては新規申込の受付を中止する場合があります。</li> <li>・総合口座でのお取扱いはできません。</li> </ul>																								

<p><b>15. 預金取引に関わる ご相談・苦情窓口</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。</li> <li>・ 静岡中央銀行 <ul style="list-style-type: none"> <li>【ご連絡先】 お客様相談窓口</li> <li>【電話番号】 0120-700-858</li> <li>【受付時間】 午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日）</li> <li>【Eメール】 info@shizuokachuo - bank. co. ip</li> </ul> </li> <li>・ 一般社団法人全国銀行協会（指定紛争解決機関） <ul style="list-style-type: none"> <li>【ご連絡先】 全国銀行協会相談室</li> <li>【電話番号】 0570-017109（一般電話から）または03-5252-3772（携帯電話・PHSから）</li> <li>【受付時間】 午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日）</li> </ul> </li> </ul>
---	--